

参考資料

1 計画策定の経緯

年月日	策定経緯
令和元年	
5月29日	第1回高崎市立地適正化計画策定協議会
7月3日	第153回都市計画審議会
9月27日	第2回高崎市立地適正化計画策定協議会
10月7日	第155回都市計画審議会
11月15日～ 12月6日	パブリックコメントの実施
11月25日～ 12月5日	住民説明会の実施（オープンハウス形式） 11月25日高崎市役所 11月27日群馬支所 12月3日吉井支所 12月4日箕郷支所、榛名支所 12月5日新町支所
12月25日	第3回高崎市立地適正化計画策定協議会
令和2年	
1月15日	第156回都市計画審議会

2 高崎市立地適正化計画策定協議会の概要

(1) 高崎市立地適正化計画策定協議会設置要綱

(目的)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、必要な事項について協議を行うため、「高崎市立地適正化計画策定協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、計画の策定に関する必要な事項について協議を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、別紙（高崎市立地適正化計画策定協議会 委員名簿）に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織し、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から、計画公表日までとする。

(会長)

第4条 協議会に会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は協議会を代表し、会務を総理し、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときには、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

3 会議は、やむを得ない事情がある場合には、代理による出席を認めるものとする。

4 会長は、必要があると認めるときには、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、都市整備部都市計画課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

1 この要綱は、令和元年5月29日から施行する。

2 この要綱は、計画公表日をもってその効力を失う。

(2) 高崎市立地適正化計画策定協議会委員名簿

区分	分野	氏名	所属・役職等
学識経験者	地理学	○ 津川 康雄	公立大学法人 高崎経済大学 名誉教授
	福祉・教育学	永田 理香	高崎健康福祉大学 教授
関係団体等	交通	野澤 浩一	東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社 総務部 担当部長
	交通	岡田 秀祐	株式会社群馬バス 執行役員
	交通	阿部 正治	関越交通株式会社 常務取締役
	商工業	石綿 和夫	高崎商工会議所 専務理事
	防災	赤羽 潤子	日本防災士会 群馬支部 副支部長
	医療	上原 正男	一般社団法人高崎市医師会 事務長
	福祉	谷川 浩	社会福祉法人高崎市社会福祉協議会 常務理事
	住民代表 (高崎)	岡田 恵子	チームハナハナストリート 会長
	住民代表 (箕郷)	高橋 基治	高橋建設株式会社 代表取締役会長
	住民代表 (群馬)	眞塩 光枝	農事組合法人国府野菜本舗 代表理事
	住民代表 (新町)	佐藤 省一	有限会社サトウ 代表取締役
	住民代表 (榛名)	戸塚 宣敏	高崎市榛名商工会 会長
住民代表 (吉井)	若林 富士夫	若林測量株式会社 代表取締役	
関係行政機関	県	眞庭 宣幸	群馬県 県土整備部 都市計画課 課長
	市	兵藤 公保	高崎市 副市長

注) ○は会長を示す

3 用語の解説

【あ行】

アクションプラン

実行計画。目的や事業計画に向けて「いつまでに」「何を」「どうするのか」を決定し、その情報を関係者で共有し進捗を見ながら行動に移していくことをいう。

【か行】

開発行為

都市計画法第4条第12項に定める、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

家屋倒壊等氾濫想定区域

家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域をいう。

勧告

届出を行ったものに対して、行政側が改善に向けた働きかけを行うことで、強制ではなく推奨する行為をいう。

既存ストック

ストックとは貯蔵や貯蓄を意味する言葉であり、「既存ストック」とは、これまで整備されてきた道路、下水道、公園等の社会インフラ施設や学校や病院等の建築物をいう。

急傾斜地崩壊危険区域

がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）による災害から住民の生命を保護するため、がけ崩れを誘発助長するような行為を制限する必要がある土地や、急傾斜地崩壊防止工事を行う必要がある土地で、県が指定した区域をいう。

公共交通の分担率

パーソントリップ調査により算出された交通手段（鉄道、バス、自動車、バイク、自転車、徒歩・その他）のうち、交通手段ごとの全体に占める割合をいう。

交通結節点

人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所をいう。

国勢調査

統計法に基づき行われる国の最も重要かつ基本的な統計調査であり、人口、世帯、産業構造等の項目があり、原則5年毎に実施されている調査をいう。

コンパクトシティ

郊外への都市的土地利用の拡散の抑制、中心市街地の活性化等を図るため、暮らしに必要な諸機能が近接し、効果的で持続可能な都市構造をいう。

【さ行】

災害危険区域

建築基準法により規定される区域で、地方自治体が津波、高潮、出水（洪水）などの自然災害による危険性が高い場所に指定する区域をいう。

市街化区域

区域区分が行われた都市計画区域において、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

市街化調整区域

区域区分が行われた都市計画区域において、無計画に市街化が進まないように、原則として開発を抑制するよう定められた区域をいう。

市街地再開発事業

市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業をいう。

地すべり防止区域

地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長・誘発等するおそれのきわめて大きいもののうち、主務大臣が指定する区域をいう。

浸水想定区域

河川が氾濫した場合や河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合等に浸水が想定される区域をいう。

生活利便施設

住宅の周辺にある、生活に必要な諸々の施設（銀行、郵便局、病院、スーパーマーケット、商店街、飲食店、コンビニエンスストアなど）をいう。

【た行】

地区計画

それぞれの地区の特性に応じ、良好な都市環境の形成を図るために、地域住民が主体となってまちづくりを進めていく地区レベルの都市計画をいう。

中心市街地活性化基本計画

都市の中心となる市街地の都市機能を増進し、経済活力を向上させるための基本方針、基本計画の認定、特別措置などを定めるもので内閣府が認定する計画をいう。

都市機能（高次都市機能）

商業、医療、福祉、行政、教育、文化、交通など住民生活や企業の経済活動に対して、各種のサービスを提供する都市自体が持つ機能を「都市機能」という。そのうち、生活圏を越え広域的に影響力のある機能を「高次都市機能」という。

都市機能増進施設

医療・福祉・商業などの都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与する施設をいう。

都市基盤

都市のさまざまな活動を支える最も基本となるもので、道路・鉄道等基幹交通施設、上下水道、電気・ガス等エネルギー関連施設、ゴミ・汚水等処理施設など施設をいう。

都市計画区域

土地利用の状況及び見通し、地形等の自然的条件、通勤、通学等の日常生活圏、主要な交通施設の設置の状況、社会的、経済的な区域の一体性等から総合的に判断し、実質上一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域をいう。

都市計画マスタープラン

都市計画法に基づき各市区町村により策定される都市計画に関する基本的な方針を示した計画をいう。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で土砂災害を防止するため警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域をいう。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域をいう。

土地区画整理事業

都市計画区域内の土地について、道路、公園などの公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、土地区画整理法に基づき行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業をいう。

【は行】

バリアフリー

高齢者や障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去することをいう。もともとは段差解消などのハード面（施設）の色彩が強いが、現在では、高齢者や障害のある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味も含んでいる。

保安林

森林法に基づき、水を育み、土砂崩れ等の災害を防止し、景観や保健教養等の公益目的を達成するため、伐採や開発に制限を加える森林をいう。

【ま行】

未利用地（低未利用地）

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず長期間利用されていない土地や屋外駐車場や資材置き場等、周辺の土地利用状況と比較して利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況等）が低い土地をいう。

【や行】

容積率

建築物の延べ面積（各階の床面積の合計）を敷地の面積で除したものをいう。

用途地域

工場と住宅を分離するなど、用途の混在を防ぎ秩序ある土地利用を誘導するため、建物の用途に一定の制限を行う地域をいう。第一種低層住居専用地域など 13 種類が都市計画法で定められている。

【A～Z】

D I D（人口集中地区）

日本の国勢調査において設定される統計上の地区で、人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区をいう。

G I S（地理情報システム）

地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にした地理空間情報をいう。